

雪置き場としての公園利用について

公園を雪置き場として利用することは原則禁止ですが、町内会と札幌市との間で「覚書」を交わし、ルールを守ることで利用できます。

原則

子どもたちの事故、遊具・樹木の損傷のおそれがあるため、公園には原則、雪を置くことができません。



公園内でのけがや不慮の事故を招く可能性があります！

雪の重みで遊具や樹木が損傷してしまいます！



公園を利用する場合

覚書を交わします



〈町内会〉



〈市〉

公園を雪置き場にする場合のルール・お願い

- パトロールを行う
- 遊具・樹木の周りに雪を置かない
- 機械での雪入れはしない
- 春の清掃を行う



覚書締結公園を利用するときのルールとお願い

雪置きルール ①

安全パトロール

雪山で遊んでいる子どもへの注意喚起や危険な雪積みをしないようパトロールをお願いします。

地域で子どもの見守りもお願いします



雪置きルール ②

遊具・樹木の周りに雪を置かないよう注意！

遊具・樹木の損傷や事故を防ぐため、遊具・樹木の周りに雪を置かないでください。

雪置きルール ③

重機での搬入は禁止！

スノーダンプなど、家庭用の除雪用具で雪を搬入してください。

雪置きルール ⑤

みんなにルール周知

地域の人にルールを周知・徹底してください。また、施設の破損があった場合には、簡易な補修は町内会に実施していただくとともに、土木センターに連絡し、安全な環境維持に協力していただきます。

雪置きルール ④

春先に清掃活動

冬季間も含め、公園は子どもたちの貴重な遊び場です。春先に早く利用できるように、地域の皆様で雪割り作業の実施、ゴミ拾いなどの清掃活動をお願いします。

【編集・発行・お問い合わせ】

札幌市 清田区 土木部 維持管理課

〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号

TEL 888-2800 / FAX 884-6474

http : www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku



さっぽろ市
02-Q02-19-1324
31-2-951